

財産に対する重大な被害の発生・拡大防止のための行政措置について (消費者の財産被害に係る行政手法研究会取りまとめの概要)

経緯

【消費者安全法 附則(抄)】
 2 政府は、この法律の施行後三年以内に、消費者被害の発生又は拡大の状況その他経済社会情勢等を勘案し、消費者の財産に対する重大な被害を含め重大事故等の範囲について検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。

【消費者庁及び消費者委員会設置法 附則(抄)】
 6 政府は、消費者庁関連三法の施行後三年を目途として、加害者の財産の隠匿又は散逸の防止に関する制度を含め多数の消費者に被害を生じさせた者の不当な収益をはく奪し、被害者を救済するための制度について検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。

検討

「消費者の財産被害に係る行政手法研究会」(座長:小早川光郎 成蹊大学法科大学院教授)
 ①財産に対する重大な被害の発生・拡大防止のための行政措置、②行政による経済的不利益賦課制度、③財産の隠匿・散逸防止策について、具体的な制度設計を進めていくための検討を行う。
 ⇒ 平成23年10月～12月に計4回開催し、①について検討を行い、その結果を取りまとめ。

現状

- 消費生活相談の件数は、依然として約90万件と高い水準で推移。そのうち、「取引」に関する相談が大部分(約85%)を占めている。
- 消費者の財産被害が発生しているにもかかわらず、各省庁所管の個別法・個別業法等で対応できない財産被害事案(いわゆる「すき間事案」)が存在

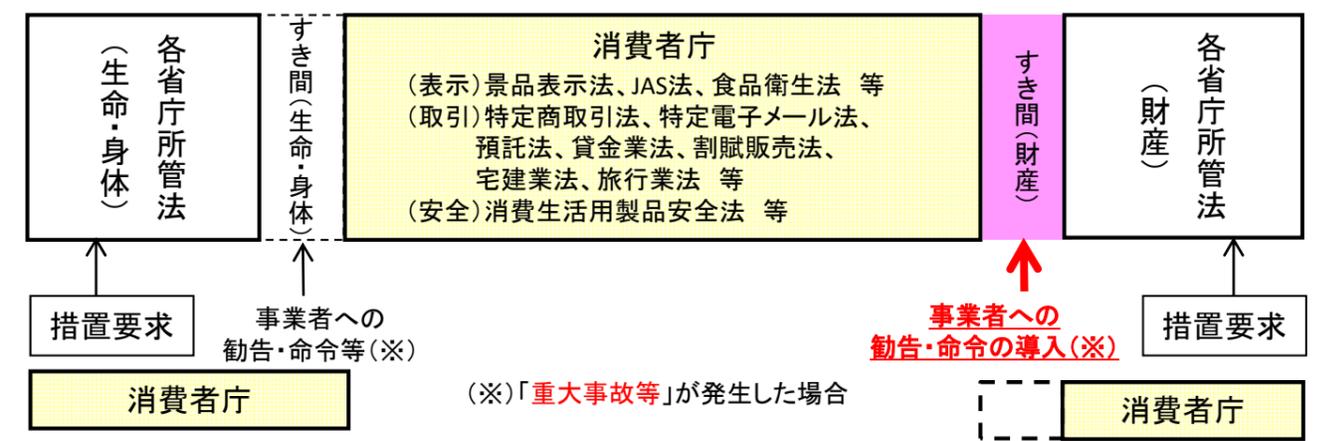
- 【財産被害事案(いわゆる「すき間事案」)の具体例】
- 事例1:「温泉付き有料老人ホーム利用権」の取引勧誘事案
 ◆「登記済権利書が発行される」との説明を行っているが、実際には、取引の対象となる利用権の登記制度は存在しない事案
 - 事例2:外国通貨の取引勧誘事案
 ◆取引の対象となる外国通貨(イラクディナール等)はいつでも両替可能であり、必ず儲かるなどの説明を行っているが、実際には、国内での換金が困難という事案

取りまとめの概要

消費者安全法の改正による対応

- 消費者被害の発生・拡大防止のため、財産分野の「すき間事案」で、「**重大事故等**」を生じさせている**事業者に対する勧告・命令**を導入
 - 【消費者が支払う金額の相当部分が被害】
・消費者が支払う金額と事業者が提供する商品・サービスが著しく対価性を欠くものが行われることにより、
 - 【消費者相談が短期集中的に増加し、全国的に拡大】
・消費者被害の発生・拡大の防止の見地から看過することができない程度に、被害が発生し又はそのおそれがあるもの
 - ➡ 財産分野の「**重大事故等**」として位置づけ
 - また、上記のような事案を把握するための**必要な調査を実施**
 - ⇒ 例えば、いわゆる「劇場型」事案といった複数の者が関与する事案の場合、勧告・命令の対象となる事業者以外に当該事業者に関係する事業者にも調査を実施
 - 消費者被害の発生・拡大の防止のために有効な情報を、**関係機関等へ提供できる規定**を導入
 - ⇒ 例えば、上記の調査によって犯罪利用預金口座等を発見した場合、いわゆる**振り込め詐欺救済法**に基づく当該**口座の凍結**のため、金融機関へ情報提供を行う
- ↓
- 被害の発生・拡大防止に加え、財産の隠匿・散逸の防止の効果

【財産分野の「すき間事案」への勧告・命令のイメージ】



今後のスケジュール

- 消費者安全法改正法案を平成24年常会に提出。
- 「行政による経済的不利益賦課制度」、「財産の隠匿・散逸防止策」に関する論点については、**研究会において引き続き検討。**